

業務指示書

アフリカ地域北部回廊物流網整備マスタープラン策定支援プロジェクト/モンバサ ゲートシティ総合都市開発マスタープランプロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年1月14日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年1月19日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地域開発・都市開発にかかる業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/チームリーダー/都市計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市計画にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 チームリーダー/総合開発計画】

- 1) 類似業務の経験：総合開発計画にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 物流計画】

- 1) 類似業務の経験：物流計画
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年1月30日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KES1 = 1.332 円, US\$1 = 120.48 円, EUR1 = 146.91 円)

US\$1 = 0.043 円

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/チームリーダー/都市計画
チームリーダー/総合開発計画
物流計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

20.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年2月13日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

アフリカ地域北部回廊物流網整備マスタープラン策定支援プロジェクト/モンバサゲートシティ総合都市開発マスタープランプロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(26.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括/チームリーダー/都市計画	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
ア) 類似業務の経験	(26.00)	()
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	10.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： チームリーダー/総合開発計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 物流計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第 2 調査の目的・内容に関する事項

I. プロジェクトの背景

北部回廊は、ケニア・モンバサ港からウガンダを經由シルワンダ、ブルンジ、あるいは南スーダン、コンゴ民主共和国を結ぶ東アフリカ地域における経済・物流の生命線である。回廊を通過する貨物輸送量は毎年 20%増加しているが、インフラの未整備、各種輸送手段の相互連結性の悪さ、港や国境における貨物滞留、片荷輸送等の問題が深刻化している。この結果、物流コストは場合によっては商品の販売価格の 30%を占めるといわれるほど高くなり、産業振興と経済成長の阻害要因となっている。同状況下、複数の機関によって北部回廊の調査が行われてきたが、インフラに特化した内容が多いため、地域開発の視点を取り入れた計画の必要性が高まっている。

北部回廊の起点であるケニア・モンバサは、東アフリカ地域の玄関口として重要な都市であるが、貨物の滞留や交通渋滞などで回廊輸送上の最大のボトルネックとなっている。モンバサ港の取扱コンテナ貨物量が過去 10 年で約 3 倍に増え、2002 年の 30 万 TEU から 2012 年には 90 万 TEU となり、今後も需要は伸び続け、2020 年には 180 万 TEU 超となることが見込まれており、物流拠点としての都市整備が課題となっている。

また、急激な人口増加への対応の遅れにより、環境悪化や不法居住の増加などの都市問題が大きな課題となっているが、都市全体の計画としては 1971 年に策定された都市計画を最後に更新されていない。人口と産業の集積が急速に進展している同都市が適切な住環境整備等を行い、また、北部回廊の玄関口としての役割を担っていくために、今後の成長を的確に予測した都市開発にかかるマスタープランの策定が急務となっている。

かかる状況下、ケニア及びウガンダ政府は、域内の地域開発を促進するために、北部回廊の物流網整備計画策定にかかる支援を要請し、またケニア政府がモンバサ郡の開発計画策定にかかる支援を要請した。

これを受けて JICA は、ケニア及びウガンダ政府からの協力要請の背景、内容を確認し、本プロジェクトの事前評価を行うとともに、本体プロジェクトの実施内容の計画策定に必要な情報・資料を収集・分析することを目的として 2014 年 10 月～11 月に詳細計画策定調査を実施した。そして、2014 年 11 月～12 月にケニア政府と「北部回廊物流網整備マスタープラン策定支援プロジェクト」（以下、「北部回廊 M/P プロジェクト」という。）及び「モンバサゲートシティ総合都市開発マスタープランプロジェクト」（以下、「モンバサ M/P プロジェクト」という。）の両案件にかかる基本合意文書（Record of Discussions : 以下、「R/D」という。）に署名し、同様にウガンダ政府と北部回廊 M/P プロジェクトにかかる R/D に署名した。

本業務では、北部回廊 M/P プロジェクトとモンバサ M/P プロジェクトを以下 II. の考えのもと一体的に実施する。各案件における調査の目的・内容に関する事項は以下 III. 及び IV. のとおり。

II. 両案件を一体的に実施する理由・留意点

次の理由により、両案件を一体的に実施する。コンサルタントはこれらの点に留意

して業務に従事するとともに、一体的な実施による作業の効率化に配慮した業務計画を立案することとする。

1. 業務内容の不可分性、整合性の確保、重複の回避

前述のとおり、モンバサは北部回廊の起点かつ物流の最大のボトルネックであることから、両案件の関連性は極めて高い。両者の不可分性、整合性、重複の回避の必要性を示す例として以下を挙げる。

(1) 社会経済フレームワーク設定にかかる調査

北部回廊物流網整備マスタープランは域内全体の経済活動を活発化させる計画であるため、対象地域の社会経済フレームワークを設定する役割を持つ。同地域の域外貿易はモンバサを通じて行われるため、モンバサの都市インフラのキャパシティが右フレームワークに整合している必要がある。

(2) 物流ボトルネック解消にかかる調査

北部回廊の物流改善のためには、モンバサの港湾物流に紐づく産業立地、乱立したコンテナ基地や貯蔵庫の再編、港湾周辺の貨物輸送ルートの最適化など、モンバサ全体の土地利用を見直す作業が重要となる。これはモンバサゲートシティ総合都市開発マスタープランの中でも中核を占める重要部分である。

このように両案件は相互に密接に関連しており、両者間の情報の重複・不整合を回避するために、一体的に実施する必要がある。

2. 情報・調査結果の共有、調査団員の兼務

定められた期間内で効率的に作業を進めていくためには、業務で得られた情報を両案件の調査団員間で密に、かつタイムリーに共有していく必要がある。調査団員が両案件を兼務することが可能になり、また、現地事情をより広範に把握できるなど、一体的な実施体制による業務の効率化が期待される。

3. 先方政府との協議・報告書にかかる留意点

先方政府との各種ミーティングは関係者が異なるため、各プロジェクトで分けて行うことが基本となる。同様に、報告書も分けて作成する。

III. 北部回廊物流網整備マスタープラン策定支援プロジェクト

1. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

東アフリカ地域において経済の要である北部回廊の物流及び沿線地域の開発計画を策定することにより、内陸部を含む地域全体の発展に寄与し、ひいては、東アフリカ地域の統合と市場拡大を促進する。

(2) 期待される成果

北部回廊物流網整備マスタープランが策定される

(3) 対象地域

ケニア及びウガンダにおける北部回廊沿線地域

(4) 関係官庁・機関

① ケニア

A) カウンターパート機関

運輸インフラ省 (Ministry of Transport and Infrastructure)

B) 関連機関

財務省 (National Treasury)、

産業化企業省 (Ministry of Industrialization and Enterprise Development)、

国土住宅都市開発省 (Ministry of Land, Housing and Urban Development)

等

② ウガンダ

A) カウンターパート機関

公共事業・運輸省 (Ministry of Works and Transport)

B) 関連機関

財務計画経済開発省 (Ministry of Finance, Planning and Economic Development)、

貿易産業共同組合省 (Ministry of Trade Industry and Cooperatives) 等

(5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

① 有償資金協力：モンバサ港開発事業 (2007年11月～2015年10月)

② 有償資金協力：モンバサ港周辺道路開発事業 (2012年6月～2020年8月)

③ 開発調査型技術協力：モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト (2014年1月～2015年3月)

④ 有償技術支援付帯：モンバサ・ドンゴクンドウ港開発計画策定支援プロジェクト (2014年7月～2015年9月)

⑤ 有償資金協力：ナイル架橋建設事業 (2010年11月～2019年3月)

⑥ 有償資金協力：大カンパラ都市圏道路網改善事業

⑦ 無償資金協力：グル市内道路改修計画

2. 業務の目的

対象地域において2030年を目標とした北部回廊物流網整備マスタープランを策定するとともにカウンターパート機関職員へ地域開発戦略策定にかかる技術移転を行うこと。

3. 業務の範囲

本業務は、2014年11月～12月にJICAとケニア政府及びJICAとウガンダ政府との間で署名されたR/Dに基づき実施されるものであり、以下の「Ⅲ. 2. 業務の目的」を達成するために「Ⅲ. 4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「Ⅲ. 5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「Ⅲ. 6. 成果品等」及び「Ⅴ. 2. 主要な報告書以外の提出物」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト成果の活用方針

① ケニア政府及びウガンダ政府による承認と実施につなげるオーナーシップの確保

北部回廊 M/P プロジェクトの成果品は両国政府に承認され、活用されることが期待されるため、早い段階からカウンターパート機関を通じて両政府とよく協議・協働し、先方のオーナーシップを高めることが不可欠である。カウンターパートとは高い頻度で日常の進捗を共有し、ステアリング・コミッティー（Steering Committee：以下、「S/C」という。）などではカウンターパートとともにハイレベル層への説明を行うなど、重層的な巻き込みを図る。

② TICAD V 戦略的マスタープランとしての期待

2013年6月に横浜で開催された TICAD V において、アフリカの経済成長と企業活動のアフリカ開発への参加・関与を後押しすべく、日本政府は戦略的マスタープランをアフリカ 10 カ国で実施することを表明した。北部回廊 M/P プロジェクト及びモンバサ M/P プロジェクトで作成するマスタープランはその一つとして位置付けられる。そのため両案件の成果によってアフリカをより魅力的な投資先にするとともに、民間投資を促進することが期待されている。同背景を踏まえ、プロジェクトの各段階で本邦企業や現地企業との意見交換を実施することや、企業からニーズの高い情報を収集すること、また、プロジェクト内容を広く周知するためにわかりやすい広報を行うことが必要である。

(2) 既存計画との整合性

北部回廊開発については他ドナー支援等による既存の計画が複数存在する。多くの計画は回廊輸送上のボトルネックの特定を行い、インフラを中心とした事業リスト作成を成果としたものとなっており、地域開発戦略をベースに物流網整備を計画する本事業とは趣を異にしている。しかし、インフラ計画にあたっては既存計画が参考になるため、レビューを入念に行ったうえで最大限活用する。新たなインフラ整備を提案する場合は、既存計画との相違点について根拠を明確にすることが求められる点に留意が必要である。

(3) 他機関との調整・連携

本事業成果が広く活用されるために、他機関との調整・連携に積極的に取り組むことを基本方針とする。

例えば、Trade Mark East Africa は Geospatial Growth Pole という事業を構想している。同事業は、北部回廊沿いの拠点開発を目的として、天然資源とアグリビジネスの開発計画を示す内容となるようである。北部回廊 M/P プロジェクトで扱う地域開発戦略をより具体化できる可能性があることから、カウンターパート機関の求めに応じて、同事業と情報共有を図ることを慫慂する。

(4) 目標年次

ケニア及びウガンダともに 2030 年を目標年次とする。

(5) 対象地域

① 北部回廊沿線の範囲の考え方

本プロジェクトは沿線の土地利用をくまなく埋めていく作業を目的としたものではなく、産業ポテンシャルを有する地域を取り込んでいく作業を想定

したものである。すなわち、対象範囲を沿線両側何キロメートルといった形ではなく、経済活動状況で定められるべきものである。回廊物流に有意な範囲で影響する農産地や経済取引がある地域は対象地域に含めることとする。対象地域で規模の大きい経済活動はほとんどが回廊と結びつく形で行われていることから、上記の考え方で必要な要素はすべてカバーできるものと想定しているが、上記に当てはまらない事例が見つけれられた際はカウンターパート機関及び JICA と協議して決定するものとする。

② 枝線の扱い

北部回廊はケニア・モンバサを起点として、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジまでをつなぐルートを中心とするが、途中で分岐する枝線が複数存在する。本調査では、枝線のうち、南スーダンのジュバに向かう A)ケニア・エルドレット起点ルート、B)ウガンダ・トロロ起点ルート、C)ウガンダ・カンパラ起点ルートを対象に含めることとする。また、D)ウガンダ・カンパラからコンゴ民主共和国東部に向かうルートも対象に含める（R/D の地図を参照）。ただし前述の通り、本プロジェクトは沿線の土地利用をくまなく埋めていく作業を目的としたものではなく、産業ポテンシャルを有する地域を取り込んでいく作業を想定したものであるため、おのずと地理的な濃淡が生じることになる。目標年次にわたって沿線に有意な経済活動が予測できない場合は、戦略ないし計画策定の対象とはならない。

③ 近隣国の扱い

プロジェクトの実施国は、ケニア及びウガンダであるが、物流網の最適化を図るためには、隣接国の物流量算定も必要となる。隣接国との物流量は各種統計データから取得することを想定しているが、隣接国での現地調査が必要と判断する際はプロポーザルにて提案すること。

(6) プロジェクト実施体制

円滑な調査実施、成果の活用のため、以下の機会を活用して、関係機関の協力を得られるよう留意すること。

① ステアリング・コミッティー、ワーキンググループ

協議及び意思決定の場として S/C を設置する。各レポートの提出時に開催し、内容を審議する。また、カウンターパート機関との進捗管理・調整の場としてワーキンググループ（Working Group：以下、「W/G」という。）を適宜開催する。

② 合同ステアリング・コミッティー

ケニア及びウガンダの 2 ケ国でのプロジェクト実施にあたり、両国間での調整の場として合同ステアリング・コミッティー（Joint Steering Committee：JSC）を設置する。同会議はインテリムレポートの提出時にウガンダ・カンパラ、ドラフト・ファイナルレポートの提出時にケニア・ナイロビで開催する（開催場所の順序変更可）こととし、開催費用（会場借上げ費・資料作成費・開催国でないもう一方の国からの 10 名分の交通費及び一泊二日の日当宿泊費）は本見積もりに含めることとする。なお、ケニア及びウガンダの関係機関に加えて、周辺国関係機関のオブザーバ参加も可能とする。

(7) 物流計画の対象となる交通モード

全運輸交通モード（道路、鉄道、船舶、航空、パイプライン）を対象とする。

(8) 技術移転

マスタープランの実効性を高めるために、カウンターパート機関職員は重要な役割を果たすことが期待されるが、本案件は関連機関が多岐にわたり複雑であることもあり、キャパシティ向上のニーズは高い。このため、上記 S/C や W/G を通じて調整機能の強化に努める。

(9) 環境社会配慮

本業務においては、戦略的環境影響評価（Strategic Environmental Assessment：以下、「SEA」という。）の考え方を導入する。具体的には、計画策定に当たり、重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定し、複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。ケニアには、SEA にかかるガイドライン（National Guidelines for Strategic Environmental Assessment in Kenya, Revised February, 2011）が制定されているため、実施方法、手続きについては、このガイドラインに従うこと。なお、ウガンダはガイドラインを策定中であるため、同ガイドラインの策定状況の確認に努めること。

また、北部回廊 M/P プロジェクトは「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）上、カテゴリ B に分類されており、JICA の各ガイドラインの要件を満たす必要がある。

なお、プロジェクト実施期間中に JICA 環境社会配慮ガイドライン上、カテゴリ A に分類が変更された場合、JICA 環境社会配慮助言委員会に環境社会配慮調査におけるスコーピング案及び調査報告書のドラフト・ファイナルレポートについて助言を求める必要があるため、資料作成や質疑対応等の支援を行う。

5. 業務の内容

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

① 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査結果や既存の調査レポートなどの関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

② インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。

③ インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、R/D で確認されている先方実施機関政府との責任の分担関係やプロジェクト運営体制について確認を行う。

(2) 地域開発の現状の把握及び分析

① 関連資料・情報の収集・整理

ケニア及びウガンダにおける国家開発計画等の上位計画や、関連するセクター開発計画や政策、開発プログラム、開発プロジェクト、既存調査等について、以下を含めて情報収集・整理する。

- A) 行政組織・制度等（行政機構、法制度、財政等）
- B) 自然条件（気象、水（河川等）、地形・地質、土壌、植生等）
- C) 土地利用、土地所有形態等
- D) 社会（人口動態・人口分布、所得水準、社会構造、雇用、住民組織、社会サービス等）
- E) インフラ施設整備（運輸・物流、道路、橋梁、通信、電力、村落給水）
- F) 農業、林業、加工産業、バリューチェーン
- G) 地域経済（小規模を含めた企業動向、商業、流通業、農産品加工業、ビジネス環境、企業向け金融等）
- H) 投資（地域間及び地域内の貿易状況、投資状況、投資環境等）
- I) 民間事業者による開発プロジェクト（分野、規模、事業主体など）
- J) 鉱物資源
- K) 観光
- L) 水資源（気象データ、水文データ、水資源モニタリングシステム、河川・湖沼、流域等）
- M) 水利用（水管理施設、灌漑、都市給水・村落給水、産業用水等）
- N) 都市計画
- O) 人的資源（教育、職業訓練等）
- P) 環境社会配慮制度（別途詳述）

なお、人口動態・人口分布、地域経済、投資等の基礎データは周辺国を含む東アフリカ地域全体を対象として把握することに努め、広域圏、ケニア及びウガンダの地域経済で担う役割を整理する。

- ② 既存関連政策・制度の分析・整理

地域開発分野、運輸交通分野、都市計画分野、建設分野、環境分野、経済・投資分野を中心に関連法制度を収集・整理し、本調査の成果の位置付けを明確化する。
- ③ 関係機関・組織の役割・業務の分析・整理

上述の関連機関等の組織体制、業務内容、業務実績、予算（インフラ整備や産業開発関連財源の確認を含む）等の情報を収集・整理する。併せて、カウンターパート機関の地域開発業務担当部局の行政能力のキャパシティを分析する。
- ④ 地図の入手及び土地利用状況の整理

地形図データを入手し、ケニア及びウガンダ全土の大まかな産業分布・産業連関をマッピングする。また、土地利用状況を俯瞰し、概況をとりまとめる。
- ⑤ 運輸交通インフラの整備・運営・維持管理状況の分析・整理

既存資料や関連調査の分析から運輸交通インフラの整備状況・運営維持管理状況・計画を分析・整理する。あわせて、各インフラ管理機関のキャパシティも分析・整理する。
- ⑥ 他ドナーの関連プロジェクト調査

世界銀行、AfDB、EU、UN Habitat、GIZ、AFD等、他ドナーの関連プロジェクト（回廊開発、地域開発、運輸・交通にかかる社会基盤施設整備）に関する情報を収集・分析する。

(3) 物流・交通実態調査の実施

北部回廊の貨物流動の現状把握及び需要予測のために交通調査及び貨物 OD 調査を行う。調査は越境地点における物流・交通 OD を主項目として実施する。物流・交通実態調査の仕様案は別紙 1 のとおり。調査計画にあたっては既存調査を最大限活用し、本調査を最小化できるように努めること。なお、本調査は現地再委託を認める。

(4) バリューチェーンアプローチを用いた産業分析調査

生産センター及び主要消費・流通市場とのリンケージを把握するために、輸出志向で、かつ国内での付加価値化の可能性が高い製品のバリューチェーン分析を行い、将来の輸出市場規模の概定を行う。ケニア及びウガンダ国で各 5 バリューチェーン（合計 10 バリューチェーン）を対象とする。仕様案は別紙 1 のとおり。なお、本調査は現地再委託調査で実施することを認める。

(5) 輸送コストの分析

内陸部では標準的な物価の 30%が輸送コストと言われているが、詳細は定かではない。本項目では、ナイロビ及びカンパラにおいて、輸入品の価格のどれだけを物流コストが占めているかを分析し、物流コストの中でも輸送時間、燃料代、人件費、各種非公式通行費用などの詳細なコストを定量的に把握することを試み、これをもって道路輸送のコスト高原因を明らかにする。この結果を活用し、道路インフラの改善、老朽化した輸送車両の更新、非関税障壁の撤廃、鉄道輸送の利用などの各種コスト要因を改善することでそれぞれ何パーセント物価を押し下げる効果があるかを示す。調査結果は、対象地域にとって興味深いデータとなることから、北部回廊 M/P プロジェクトの報告書はもちろんのこと、広報素材などでも積極的に用いて PR するものとする。本調査は様々な条件の影響を受けると考えられ、必ずしも結果の信頼性を求めるものではない。

(6) プロGRESSレポート①の作成と協議

これまでの調査進捗をプロGRESSレポート①としてとりまとめ、JICA の内容承認の後、ケニア及びウガンダ側それぞれに説明し、協議を行う。説明用プレゼンテーション資料の作成の際は、ケニア向けとウガンダ向けを分けるなど、相手国にとって理解しやすい説明となるよう配慮する。

(7) 開発制約要因、開発促進要因

北部回廊における開発制約要因、開発促進要因を以下の項目を含めて分析する。

- ① 制度上の要因
- ② 行政上の要因
- ③ 産業ポテンシャル（農業、工業、サービス業等）
- ④ 資源ポテンシャル（天然資源、水資源、森林資源、土地等）
- ⑤ 社会基盤施設（物流網・インフラ）
- ⑥ 人的資源
- ⑦ セクター間の相互関係、相互作用
- ⑧ 周辺国との関係
- ⑨ 環境

上記③産業ポテンシャル及び④資源ポテンシャルの分析については、以下に留意すること。

- A) 産業タイプ別の生産トレンド、成長率
- B) 自然条件や経済依存要因との相関関係
- C) 域内の産業の原材料供給源
- D) バリューチェーン分析の結果をベースにした各種産業の開発制約要因
- E) 開発制約要因を除去あるいは削減した場合の成長ポテンシャル

なお、これらの開発ポテンシャルにかかる分析の結果は地図データに落とし込み視覚化する。

(8) 開発ビジョンの策定

2030年までに北部回廊が目指すべき将来像と開発コンセプト、東アフリカの市場拡大に向けた方策のあり方などを設定する。タンザニア・ダルエスサラームからルワンダ、ブルンジにつながる中央回廊や、ケニア・ラム港を起点として南スーダンまたはエチオピアをつなぐ回廊（Lamu Port and New Transport Corridor Development to Southern Sudan and Ethiopia : LAPSSET）等との競合・補完関係に留意し、東アフリカ地域において北部回廊が果たすべき役割を考慮する。

(9) 社会経済フレームワーク、開発シナリオの設定

東アフリカ地域及びその周辺の広域地域において北部回廊が果たすべき役割を踏まえ、また、既存関連調査で策定されている社会経済フレームワークを分析し、2030年を目標年次とした計画フレーム（人口、GDP、産業（農業、工業、サービス業）、土地利用、環境）を設定する。また、短期、中期、長期と複数時点でのフレームワークを設定するとともに、複数の開発シナリオを設定する。

なお、北部回廊 M/P プロジェクト（目標年次 2030 年）とモンバサ M/P プロジェクト（目標年次 2040 年）は、上述のとおり相互に関係があるため、社会経済フレームワークの整合をとるよう留意する。短期、中期、長期のそれぞれの期間については、プロポーザルで提案すること。

(10) 物流・交通需要予測

① 将来 OD (Origin-Destination) 表の推計

現在 OD 表及び上記のフレームワークを踏まえ、2030 年までの将来貨物 OD 表を推計する。物流需要予測では以下に配慮する。

- A) 他の国際回廊整備の動きを踏まえた予測に耐えるものであること。
- B) 地域開発によって新たに発生する物流需要・交通需要を反映しうるものであること。
- C) 道路から鉄道など機関分担の変化の予測に耐えるものであること。
- D) 制度的改善によるバリアー解消が反映されるものであること。
- E) 輸送の効率化による空荷のコンテナ輸送量などが反映されること。

② 将来物流ネットワークの設定

現時点で着工済みあるいは構想中のプロジェクトを考慮して将来の物流ネットワーク及びサービス水準を設定する。

(11) 代替開発シナリオの作成と分析

上記の結果をもとに、開発シナリオの代替案を検討する。開発速度、開発手法、開発主体、開発範囲などを考慮し、代替案を策定する。

(12) プログレスレポート②の作成と協議

プログレスレポート②の作成と説明を行う。

(13) 環境社会配慮の実施

北部回廊 M/P プロジェクトは、環境カテゴリ B となっている。SEA の考え方（プロジェクトよりも上位の政策 (Policy)、計画 (Plan)、プログラム (Program)(PPP)レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、SEA フレームワークの作成、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること）を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。上記にかかる主な調査項目は以下のとおりで、現地再委託を可とし、見積もりに含めること。

- A) 政策、計画等の目的・目標の検討
- B) 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
- C) 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)
- D) スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- E) ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び社会経済状況等)の確認
- F) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - (ア)環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - (イ)「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月)との乖離
 - (ウ)関係機関の概要
- G) ステークホルダーの選定
- H) 影響の予測
- I) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討(PPP レベル)
- J) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- K) モニタリング方法の検討
- L) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)
- M) バリデーションワークショップの開催

なお、実施にあたっては円滑な SEA 実行に向けて、早期にケニア及びウガンダ側の実施体制を構築するとともに、両国の SEA に対する規定やニーズ、JICA ガイドラインの要求事項を満たす SEA フレームワークを早期に設定する。ケニアでは、SEA は法的に要求されている制度である一方、ウガンダでは現在 SEA の法制度化を進めているところであり、SEA に係るレビュー時期・期間が定められていない。そのため、プロジェクトの進捗に支障がないよう、早期に SEA 実施内容

及びスケジュールについて合意する。

上記を踏まえ、コンサルタントは、上位計画にふさわしい効果的な SEA の方針や技術手法、そして広い地域を対象に効率的に実施する手法・内容・スケジュールについて理由や考え方とともにプロポーザルで提案すること。

(14) 北部回廊に関する総合的な地域開発戦略の作成

北部回廊の産業開発ポテンシャルを最大限に生かすための、総合的な地域開発戦略を以下に留意して策定する。

- ① 物流インフラ（道路、鉄道、パイプライン、物流施設など）の改善
- ② 物流ソフトインフラの改善
- ③ 投資障壁やビジネス阻害要因の抑制・除去
- ④ 水・電力などの産業インフラの改善
- ⑤ 農業開発と高付加価値化の促進
- ⑥ 鉱物資源開発と高付加価値化の促進
- ⑦ 東アフリカ地域の市場及び国際市場へのアクセスにかかる制度面の改善

(15) インテリムレポートの作成・協議

これまでの調査進捗をインテリムレポートとしてとりまとめ、JICA の内容承認の後、ケニア及びウガンダ側それぞれに説明し、協議を行う。説明用プレゼンテーション資料の作成の際は、ケニア向けとウガンダ向けを分けるなど、相手国にとって理解しやすい説明となるよう配慮する。

(16) 北部回廊物流網整備マスタープランの作成

最適化された物流網及びそれらを支援する制度・組織等を総合化した北部回廊物流網整備マスタープランを提案する。作成にあたっては、提案した地域開発戦略を有機的に組み合わせると同時に以下に留意する。

- ① セクター別整理
開発に必要な施策、プロジェクトをセクター別に整理する。
- ② 優先地域・優先プロジェクトの選定・整理
短期、中期、長期の達成目標に基づき、既存計画及び新規提案プロジェクトの優先順位づけを行う。プロジェクト効果の大きさ、技術及び制度面の難易度、先方政府負担の規模、連続性や波及効果、等を考慮し優先順位を検討する。
- ③ 時間・地理的な整理
プロジェクトは空間的立地や長期的計画における適時性等を踏まえて提案する。
- ④ 既存開発計画に対する補完対応
提案する北部回廊物流網整備マスタープランと現在実施中及び計画中的プロジェクトのギャップを分析し、ギャップを埋めるための方策を策定し新規のプロジェクトとして提案する。なお、ギャップはインフラの整備だけではなく、制度や人的資源及び資機材の面から分析する。
- ⑤ 実施主体と財源
プロジェクトの実施主体を明確化し、必要な財源の手当てにかかる提言を行う。

⑥ ソフト面の施策と責任分担

ソフト面でのあるべき施策を開発計画の中に位置づけるとともに、それらを実現するためのアプローチ、主体の責任分担等について明らかにする。

(17) ステークホルダー・ミーティングの開催

インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポート作成の2段階において各地域の代表、関係機関、主要民間団体等と内容について協議を行う。7都市（ケニア4都市、ウガンダ3都市）で2段階実施し、計14回程度の開催を見込む。各回の参加者は50名程度とし、開催費用（会場借上げ費及び資料作成費）については本見積もりに含めることとする。

(18) 国際セミナー

北部回廊に関わるケニア及びウガンダ側のあらゆるステークホルダーやドナー関係者に対して意見の聴取及び調査成果の周知・活用が図られるよう、国際セミナーをドラフト・ファイナルレポートの段階にケニア・ナイロビで開催する。セミナーの参加者は100名程度とし、開催費用（会場借上げ費・資料作成費、ウガンダからカウンターパート10名分の交通費及び一泊二日の日当宿泊費）については本見積もりに含めることとする。

(19) 技術移転（本邦研修を含む）

日々の業務、ワークショップ等を通じて技術移転を行う。また、本業務にかかる研修として、第三国での研修1回と本邦研修1回実施する。

第三国（モザンビーク）での研修は、回廊開発にかかる事例としてナカラ回廊開発を学ぶことを目的とし、10名（ケニア及びウガンダから各5名ずつ）で5日間程度の規模で実施する。

本邦研修は、地域開発にかかる研修を10名（ケニア及びウガンダから各5名ずつ）で10日間程度の規模で実施する。研修内容はカウンターパート機関と協議の上、確定する。

(20) 企業のニーズ確認とマスタープランにかかる調査への反映

先述のとおり北部回廊 M/P プロジェクト及びモンバサ M/P プロジェクトは TICAD V の戦略的マスタープランに位置づけられることから、調査結果によって企業のアフリカへの投資が促進されることが期待される。そのため、早い段階から本邦企業及び現地企業のニーズを調査し、調査へ反映するとともに、結果を公表する。具体的には以下の項目を実施することとするが、TICAD V の戦略的マスタープランとしてプロジェクトに取り込むべき事柄があればプロポーザルにて提案すること。

① 本邦企業のニーズ確認

JICA の紹介する本邦企業団体にアクセスし、本プロジェクトに関心のある企業またはすでに現地に進出済みの企業をピックアップし、個別ニーズのヒアリングを行う。調査対象企業は、モンバサ M/P プロジェクトと併せて20社程度を想定している。調査の初期段階で各企業と個別面談を行い、投資動向と投資環境整備にかかるニーズ、更には今後の投資計画のヒアリングを行うと同時に、インセプションレポートを活用してプロジェクト概要を説明す

る。なお、個別面談は各レポート提出時などに継続的に行うこととする。

② ヒアリング結果の調査内容への反映

同ヒアリング結果から本調査に取り入れるべき調査項目をリストアップの上、JICAに報告し、調査への取り入れの可否をJICAと相談の上、決定する。現段階で想定されていない調査内容であるものの、調査の必要性が認められるものがあつた場合には契約変更にて対応する。

③ 現地で開催される企業向けセミナー開催への協力

調査の結果の公表、また更なる情報収集のためにインテリムレポート提出時にJICA ケニア事務所及びウガンダ事務所を中心として企業向けセミナーを開催する予定。同セミナーへの出席や発表（資料作成含む）に協力する。

④ 日本国内で開催される協議会等への協力

日本国内において、戦略的マスタープランに関する協議会やセミナーが開催される場合には、出席や発表（資料作成含む）に協力する。

(21) 広報

① 広報媒体の作成

プロジェクト概要や成果をわかりやすく伝える広報媒体をドラフト・ファイナルレポート提出時に作成する。広報媒体は映像資料、パンフレットを作成することとし、映像資料はセミナー等で活用する。なお、制作にあたっては現地再委託を認める。

② プレスリリースの発信

セミナー開催（インテリムレポート、ドラフトレポート提出時）等の機会を捉え、プレスリリースを発信し、広報に努めること。

(22) ドラフト・ファイナルレポートの作成・協議

すべての調査成果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、JICAの内容承認の後、先方実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(23) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対するJICA及び先方実施機関のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICAに提出する。

6. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

① インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後1ヶ月以内

部数：英文57部（ケニア政府25部、ウガンダ政府25部、JICA7部）、

CD-R1枚

- ② プロGRESSレポート①
 記載事項：現状分析、物流実態調査結果、バリューチェーンアプローチを用いた産業分析調査結果
 提出時期：調査開始 5 ヶ月後を目処
 部数：英文 57 部（ケニア政府 25 部、ウガンダ政府 25 部、JICA 7 部）、CD-R 1 枚
- ③ プロGRESSレポート②
 記載事項：開発制約要因、開発促進要因、開発ポテンシャルの分析、社会経済フレームワークの設定、物流需要予測、代替開発シナリオの作成と分析
 提出時期：調査開始 9 ヶ月後を目処
 部数：英文 57 部（ケニア政府 25 部、ウガンダ政府 25 部、JICA 7 部）、CD-R 1 枚
- ④ インタリムレポート
 記載事項：北部回廊に関する総合的な地域開発戦略
 提出時期：調査開始 12 ヶ月後を目処
 部数：英文 57 部（ケニア政府 25 部、ウガンダ政府 25 部、JICA 7 部）、CD-R 1 枚
- ⑤ ドラフト・ファイナルレポート
 記載事項：調査結果全体
 提出時期：調査開始 16 ヶ月後を目処
 部数：英文 57 部（ケニア政府 25 部、ウガンダ政府 25 部、JICA 7 部）
 要約編和文 5 部（JICA5 部）CD-R 1 枚
- ⑥ ファイナルレポート
 記載事項：調査結果の全体成果
 提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するケニア及びウガンダ側コメント提出から 2 ヶ月以内
 部数：英文 60 部（製本）（ケニア政府 25 部、ウガンダ政府 25 部、JICA 10 部）
 要約編和文 5 部（製本）CD-R 13 枚（ケニア政府 5 枚、ウガンダ政府 5 枚、JICA3 枚）

IV. モンバサゲートシティ総合都市開発マスタープランプロジェクト

1. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

モンバサ郡において、東アフリカ地域の玄関口にふさわしい都市像を描いた総合都市開発マスタープランを策定し、同プランに沿った都市開発が実施されることにより、モンバサ郡の社会経済成長に寄与する。

(2) 期待される成果

- ① モンバサ郡において 2040 年を目標とした総合都市開発マスタープランが策定される。
- ② カウンターパート機関職員へ都市開発計画策定にかかる技術移転が行われる。

(3) 対象地域

モンバサ郡全域と、地理的・産業的な連続性から計画に含むべき周辺地域

(4) 関係官庁・機関

- ① カウンターパート機関
モンバサ郡政府 (Mombasa County Government)
- ② 関連機関
国土住宅都市開発省 (Ministry of Land, Housing and Urban Development)
運輸インフラ省 (Ministry of Transport and Infrastructure)
財務省 (National Treasury) 等

(5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

- ① 有償資金協力：モンバサ港開発事業 (2007 年 11 月～2015 年 10 月)
- ② 有償資金協力：モンバサ港周辺道路開発事業 (2012 年 6 月～2020 年 8 月)
- ③ 開発調査型技術協力：モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト (2014 年 1 月～2015 年 3 月)
- ④ 有償技術支援付帯：モンバサ・ドンゴクドゥ港開発計画策定支援プロジェクト (2014 年 7 月～2015 年 9 月)

2. 業務の目的

モンバサ郡において 2040 年を目標とした総合都市開発マスタープランを策定するとともにカウンターパート機関職員へ都市計画策定にかかる技術移転を行うこと。

3. 業務の範囲

本業務は、2014 年 12 月に JICA とモンバサ郡政府との間で署名された R/D に基づき実施されるものであり、「IV. 2. 業務の目的」を達成するために「IV. 4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「IV. 5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「IV. 6. 成果品等」及び「V. 2. 主要な報告書以外の提出物」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト成果の活用方針

- ① モンバサ郡政府による承認と実施につなげるオーナーシップの確保

本調査の成果は、調査後にモンバサ郡政府に承認され、モンバサ郡政府の実施事項になることを想定している。この承認がスムーズに行われるために、早い段階からモンバサ郡政府と丁寧に協議・協働し、先方のオーナーシップを高めることが重要である。

また、実施の際には各関係機関の理解が不可欠であることを踏まえ、早い段階から S/C などで関係機関への説明を行い、各段階で理解を得る必要がある。

② TICAD V 戦略的マスタープランとしての期待
北部回廊 M/P プロジェクトと同様。

(2) 既存計画との整合性

本業務は、包括的な都市計画の策定を行うものであるが、本業務を進めるに当たっては、各既存計画のレビューを行い、策定するマスタープランと既存の各セクター計画間で整合が取れるように留意する。現在、モンバサ郡においては既に上水道、下水・排水処理にかかる計画が策定されている。

(3) 他機関との調整・連携と地形図データの入手

世界銀行が Kenya Municipal Program (地方行政強化・都市計画・インフラ整備・プロジェクトマネジメントにかかる支援を行うもの。以下、「KMP」という。)のもと、モンバサ郡ではなく国土住宅都市開発省 (Ministry of Land, Housing and Urban Development) をカウンターパートとして、モンバサの地形図作成と空間計画を策定するプロジェクト (Digital Topographical Mapping and the Preparation of Integrated Strategic Urban Development Plan for Mombasa Town) を 2014 年 9 月に開始している (プロジェクト期間は 12 か月)。

インセプションレポートによればデジタル地形図は 2015 年 2 月に完成する予定である。同地形図はケニア側から JICA に提供される予定であるため、2015 年 3 月に開始予定の本調査においては、同地形図を活用することが前提となる。

同案件の空間計画を検討することについては本調査の内容と密接に関連する部分がある。KMP 調査は主として土地利用計画に類するものと推察されるが、本調査にて作成する郡開発計画 (County Integrated Development Plan : 以下、「CIDP」という。) の一部を構成することが想定される。このため、KMP 調査とはできるだけ齟齬のないように取りまとめられる必要があり、モンバサ郡政府が調整する予定である。コンサルタントは同背景を踏まえて、モンバサ郡政府の指示に応じて KMP 調査実施側と情報交換や共有に努めること。

(4) 目標年次

目標年次を 2040 年とする。

(5) 対象地域

本調査の対象地域はモンバサ郡全域と計画に含むべき周辺地域である。計画に含むべき周辺地域とは、モンバサ郡ではないものの、都市開発マスタープランを策定する上で、地域の性格上、切り離すべきではない周辺地域がある場合には含むものである。

先述した KMP 調査の対象地域は、モンバサ郡 (陸域 229 km²、海域 58 km²、合計 287km²) を基本としているが、ドンゴクンドウ経済特区の開発区域に近接し、モンバサ南バイパス道路の沿線の地域 (15 km²) を追加した区域 (計 302km²) である。モンバサ M/P プロジェクトの対象地域はこれを基本としつつ、ドンゴクンドウ経済特区よりも西側に建設中の JICA で支援するモンバサ南バイパス周辺地域 (陸域 6 km² 海域 7 km²、合計 13 km²) を追加した別紙 2 の計画対象地区 (陸域 250 km²、海域 65 km²、総面積 315 km²) とする。なお、状況に応じて対象地

域の一部を再考することは妨げない。

(6) プロジェクト実施体制

本調査ではモンバサ郡の都市開発にかかる政策レベルの意思決定を行う S/C（議長：モンバサ郡知事）を設置する。各レポートの提出時に開催し、内容を審議する。また、日々の調査業務のカウンターパートとして、関連セクターの代表者からなる W/G を設置する。

都市計画に関係する機関は多岐にわたるため、案件の各段階で上記の機会を十分活用して関連機関からの協力を得られるように留意する。

なお、KMP 調査を所管している国土住宅都市開発省（Ministry of Land, Housing and Urban Development）との調整は特に重要であるため、モンバサ郡政府を通じて随時行う必要がある。

(7) モニタリング体制

本調査で策定を目指すモンバサ総合都市開発マスタープランは、郡政府法（County Government Act）における CIDP に位置づけられる。これは、郡政府の歳出の基礎となる計画であり、郡政府は CIDP に反する歳出をすることができない。CIDP は時代の流れにより変化する性格をもつため、一定の手続きを踏めば変更・更新が可能であり、郡政府は常に時代の流れに合致した CIDP を維持していく必要がある。その実施及びモニタリングについては、CIDP の中に目標及びその達成を検証するための指標を設定しておき、年次ごとに指標をチェックしつつ達成度をモニタリング出来るよう、計画策定時から留意しておく必要がある。そのため、構造化された指標の設定とその計測方法、評価などについて、プロポーザルにて提案すること。

(8) 技術移転

地方分権化政策の導入以降、地方自治体は所管地域における都市計画政策の策定、実現、運営管理に責任を持つことが課せられている。マスタープランの実効性を高めるために、モンバサ郡政府職員は重要な役割を果たすことが期待されるが、技術的なキャパシティは必ずしも十分でないものと思われる。このため、上記 W/G を通じて都市計画にかかる基本的な知見や技術の移転を図り、また、将来的に都市計画を継続的に整備・管理する組織形成に資するよう留意する。

(9) 環境社会配慮

本業務においては、SEA : Strategic Environmental Assessment の考え方を導入することとする。具体的には、計画策定に当たり、重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定し、再構築作業に当たって複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行うこととする。ケニア国には、SEA にかかるガイドライン（National Guidelines for Strategic Environmental Assessment in Kenya, Revised February, 2011）が制定されているため、実施方法、手続きについては、このガイドラインに沿ってすること。

また、本プロジェクトは「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）上、カテゴリ B に分類されており、本プロジェクトにおいては、SEA にかかるガイドラインの要件及び JICA ガイドラインの要件を満たす必要がある。

プロポーザルにて、本プロジェクトへの戦略的環境アセスメントの適用に係る方針と、環境社会配慮の内容・方法・スケジュールについて理由・考え方とともに提案する。

なお、プロジェクト実施期間中に JICA 環境社会配慮ガイドライン上、カテゴリ A に分類が変更された場合、JICA 環境社会配慮助言委員会に環境社会配慮調査におけるスコーピング案及び調査報告書のドラフト・ファイナルレポートについて助言を求める必要があるため、資料作成や質疑対応等の支援を行う。

5. 業務の内容

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

① 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査策定結果や既存の調査レポートなどの関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

② インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。

③ インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、R/D で確認されている先方実施機関政府との責任の分担関係について確認を行う。

(2) アジア・アフリカ都市開発知識共有セミナーの開催支援

2015年4月にモンバサにて JICA が開催する「アジア・アフリカ都市開発知識共有セミナー」のロジ業務（参加者への連絡、セミナー日程の調整、モンバサ郡政府との調整など）を支援する。同セミナーは年一回程度 JICA 主催で開催しており、過去に都市開発分野で JICA が支援したアジアのカウンターパートをアフリカに招待し、アジアでの経験をアフリカで都市開発に従事する政府職員が学び、意見交換を行うものである。セミナーの詳細は今後決定するが、同セミナーに対応できる人員配置及び会場借上げ費を見積もること。セミナー期間は全3日間程度で、参加者は30人程度を見込む。

(3) 都市開発の現状の把握及び分析

① 上位計画、関連計画などの収集・整理及び社会経済状況の整理

モンバサ郡における都市計画に関連する上位計画、既存調査、文献資料、関連プロジェクト情報を、以下の基礎データとともに収集・整理する。

A) 人口動態、人口分布

B) 産業、雇用、投資動向

C) 観光

D) 社会開発（教育、医療、福祉など）

E) 民間事業者による開発プロジェクト（分野、規模、事業主体など）

また、近隣国との結びつきなどを含む広域圏、ケニア国におけるモンバサの位置づけを分析整理する。

② 既存関連法制度・基準、既存都市計画マスタープランの分析・整理

都市計画・建設分野（市街地、都市法、土地法、地方自治法及び同改正法案、首都圏法案などを含む）、環境分野、経済・投資分野を中心に関連法制度を収集・整理し、本調査の成果の位置付けを明確化する。また、1971年に策定されたモンバサ郡の都市計画マスタープランの内容や作成過程を分析する。

③ 関係機関・組織の役割・業務の分析・整理

上述の関連機関等の組織体制、業務内容、業務実績、予算（都市開発関連財源の確認を含む）等の情報を収集・整理する。併せて、モンバサ郡政府の都市開発業務担当部局の行政能力のキャパシティを分析する。

④ 地図の入手及び土地利用状況

モンバサ郡政府から KMP 調査の成果である地形図データを入手し、また、土地省測量局等に土地利用概況のデータ有無を確認する。入手したデータ内容を確認・分析の上、衛星写真等の活用や現地調査を行うなどして、土地利用概況と其の変化図を対象地域について作成する。作成する縮尺については、1 万分の 1 を想定するが、最終的にカウンターパートと協議のうえ確定する。なお、都心地区など重要度の高い地区については、5000 分の 1 もしくは 2500 分の 1 にて土地利用状況を分析する。土地利用状況調査については、必要に応じて、現地再委託によるアップデートを実施する。

⑤ 社会基盤施設等の整備状況の分析・整理

既存資料や関連調査を分析し、また、現地調査を行い、社会基盤施設の整備状況・計画（道路、公共交通、港湾、空港、電力、上水道（水源を含む）、下水・排水処理、廃棄物処理関連施設、公立学校、公共医療機関、情報通信、公共コミュニティ施設等）を分析・整理する。あわせて、各社会基盤施設の運営・維持管理体制も分析・整理する。また、土地利用状況調査結果を踏まえ、都市公園、緑地の状況や、学校やモスク等のオープンスペースを有す都市施設の状況を分析・整理する。

また、観光資源として活用されることが望まれる古い建造物群（文化遺産）の整備方針や現況を既存資料や関連調査により分析・整理する。

⑥ 他ドナーの関連プロジェクト調査

世界銀行、UN Habitat、AfDB、AFD、EU、SIDA 等、他ドナーの関連プロジェクト（都市計画、社会基盤施設整備）に関する情報を収集・分析する。

⑦ 交通実態調査

モンバサ郡における交通状況の把握のために、交通実態調査を行う。交通実態調査の仕様（案）は別紙 3 のとおり。実施にあたっては既存調査の有無を確認し、最大限活用する。なお、交通実態調査は現地再委託を認める。

(4) 制約条件と課題の分析

モンバサ郡の開発ポテンシャルと今後の開発にあたっての制約・課題・留意点を分析する。

(5) 開発ビジョンの策定

2040 年までにモンバサ郡が目指すべき都市の将来像と開発コンセプト、経済や生活環境のレベル、都市機能、都市景観、都市の魅力の向上にかかる方策のあり方などを設定する。そこでは、東アフリカの物流拠点のポテンシャルを有する都市であることを念頭に置いて、隣国を含む広域地域においてモンバサ郡が果たす

べき役割を考慮する。

なお、開発ビジョンの策定に当たっては、多様な関係者と広く共有して検討を行う必要がある。都市の開発ビジョン・ありたい姿を検討するステークホルダー・ミーティングを開催するなどして、住民を含む関係者への意見聴取・共有を図り、選挙の前後で開発ビジョンの変更が行われることがないように注意する。

(6) 社会経済フレームワークの設定及び交通需要予測

ケニア及びウガンダ、エチオピア、タンザニア等の隣国を含む広域地域においてモンバサが果たすべき役割を踏まえ、また、既存関連調査で策定されている社会経済フレームワークを分析し、2040年を目標年次とした計画フレーム（人口、GDP、産業（農業、工業、サービス業）、土地利用、環境）を設定する。また、短期、中期、長期と複数時点でのフレームワークを設定するとともに、複数の開発シナリオを設定する。

なお、北部回廊 M/P プロジェクト（目標年次 2030 年）とモンバサ M/P プロジェクト（目標年次 2040 年）は、上述のとおり相互に関係があるため、社会経済フレームワークの整合をとるよう留意する。短期、中期、長期のそれぞれの期間については、プロポーザルで提案すること。

(7) 交通需要予測

① 将来 OD（Origin-Destination）表の推計

現在 OD 表及び上記のフレームワークを踏まえ、2040 年までの将来 OD 表を推計する。

② 将来交通ネットワークの設定

現時点で着工済みあるいは構想中のプロジェクトを考慮して将来の交通ネットワーク及びサービス水準を設定する。

(8) 環境社会配慮の実施

① 戦略的環境アセスメントの実施

モンバサ M/P は、環境カテゴリ B となっている。戦略的環境アセスメント（以下、「SEA」という。）の考え方（プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)(PPP)レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること）を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。検討にあたってはモンバサの各地区の代表、関係省庁、主要民間団体等との協議を行い、表明された意見・懸念を計画にフィードバックする。

② 地方自治法に基づく手続き（パブリックコメントなど）の実施

SEA の実施にあたっては、環境庁（National Environment Management Authority：以下、「NEMA」という。）の関連規定のみではなく、マスタープランが地方自治法に基づくモンバサ郡政府の CIDP として作成されることが必要であり、このため地方自治法他関連法規に定めるパブリックコメント、パブリック・エジュケーションなどの規定も満たすよう、関連法規に留意しながら実施する。

上記①～②にかかる主な調査項目は、以下のとおり。なお、SEA 調査については、現地再委託を可とし、本見積りに含めること。

- A) 政策、計画等の目的・目標の検討
- B) 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
- C) 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)
- D) ステークホルダーの選定
- E) スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- F) ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び社会経済状況等)の確認
- G) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - (ア)環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - (イ)「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)との乖離
 - (ウ)関係機関の概要
- H) 影響の予測(累積的影響含む)
- I) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討(PPPレベル)
- J) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- K) モニタリング方法の検討
- L) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)
- M) バリデーションワークショップの開催

なお、ケニアにおける SEA の実施にあたっては、「ナイロビ市都市開発マスタープラン策定プロジェクト」が先例として参考になるので、配布資料を参照すること。

(9) プロGRESSレポートの作成と協議

これまでの調査進捗をPROGRESSレポートとしてとりまとめ、JICA の内容承認の後、ケニア側に説明し、協議を行う。

(10) ストラクチャープランの作成

開発ビジョンに基づき、次の業務を行いモンバサ郡の地域構造を検討し、ストラクチャープランを作成する。

- ① モンバサ郡の中心都市区域(Central Business District: CBD)の設定
- ② 中心都市区域以外の都市化が想定される区域(拠点地区)の設定
- ③ 中心都市区域及び他拠点地区の担うべき機能・役割の設定
- ④ 対象地域全域の土地利用基本方針
- ⑤ 中心都市区域及び他拠点地区の想定人口の設定
- ⑥ 中心都市区域と他拠点地区のネットワークの検討
- ⑦ 対象地域全域の社会基盤施設整備に係る基本方針の検討

(11) インテリムレポートの作成・協議

これまでの調査進捗をインテリムレポートとしてとりまとめ、JICA の内容承認

の後、ケニア側に説明し、協議を行う。

(12) 土地利用計画の作成

モンバサ港周辺は各種貯蔵庫やコンテナ基地が乱立し、輸送動線を考慮した効率化が必要である点に留意し、以下の手順で作業を行う。

① 用途地域区分の設定

モンバサ郡の開発基準及びゾーニングに関する図書を入手し、これを分析する。また現状における開発基準の執行状況及び開発許認可の実施状況を把握する。その上で用途地域区分の修正・変更案を設定する。

② 土地需要予測

各用途の土地需要を予測する。

③ 土地利用計画の作成

中心都市区域及び他主要拠点地区の土地利用計画を作成する。縮尺及び対象地区については、カウンターパートと協議のうえ確定する。

(13) 都市交通セクター計画の策定

① 交通モデル作成と将来需要予測

モンバサ郡の交通モデルを作成する。これまでの調査結果及び社会経済フレームワーク等から現況交通を再現し、妥当性を確認したうえで、将来の交通需要を予測する。交通量予測には、JICA-STRADA を用いることとする。

② 基本方針/政策の策定

これまでの調査・検討結果を踏まえて、社会面、経済面、環境面での都市交通の目標を設定する。目標には各種開発計画及び土地利用計画を考慮にいい、短期・中期・長期の段階的な都市交通の発展の方向性を示すとともに、達成すべき水準を明確にし、評価指標を設定する。また、これらの目標達成に向けて、施設整備や補助金のみならず、人的資源・技術、組織、制度等の強化・整備策等を含む対策を網羅的に整理する。

③ 公共交通計画の策定

基本方針に基づき、モンバサ郡において既に普及しているミニバス（マタツ）、公営バス、フェリー、タクシー、鉄道輸送等について、公共交通計画の作成を行う。バスターミナル等の公共交通施設やハブの設定にも留意し、公共交通による自動車交通量の管理を念頭に提案を行う。

公共交通計画の作成にあたっては、モンバサ郡の輸送サービスの大多数を占める民間セクター（バス、ミニバス等）の将来計画におけるケニア政府の活用方針を協議にて確認し、必要に応じ、適切な交通サービス供給を確保するための関連計画（規制・誘導施策等）の提案を含めることとする。さらには、将来都市交通需要の増加に備えた段階的・計画的な公共交通の強化について提案を含めること。

④ 交通管理計画の作成

基本方針に基づき、対象地域の交通需要マネジメント方策を検討する。検討にあたっては、交差点の整備計画に伴う交通規制・管理計画を含めるものとする。策定にあたっては交通安全の視点も含むこととする。特に、モンバサ港周辺は貨物輸送車両に起因する交通渋滞が深刻である。この地域の一方通行化や重車両と一般車両の分離策などの施策を交通管理計画に含めること。

モン巴萨港周辺地域の交通管理は関心の高い問題であり、優先的に実施が期待される計画である。

⑤ 道路整備に関する方針計画の作成

基本方針に基づき、道路整備に関する方針計画を作成し、道路施設の規模、配置計画等に関する予備的検討を行う。

⑥ 都市交通セクター計画の作成

上記をとりまとめ、必要な調整を行ったうえで、都市交通セクターの基本計画として取りまとめる。

(14) その他各セクターの基本方針と都市開発マスタープランの整合性確認

都市交通以外の各セクターでは、詳細なセクター計画を策定することは想定していない。現行の各種政策、最近の開発動向、ドナー・住民の関心などから当該セクターの開発の方向性・基本方針を示し、インフラ施設の配置計画を提示する。施設配置は、設定されたフレームに応じて需要量を算定することを基本とするが、配置においては必ずしも正確な位置を特定する必要はなく、ゾーン単位に必要な施設容量をマッピングするものを想定している。その他、既存の資料や聞き取り調査等から、重要な取り組みが明示されている場合は本マスタープランに含めることとする。

① 電力

目標年次における必要電力量を設定し、電力に係る開発の方向性や基本方針とともに、インフラ配置計画といくつかの重要な取り組みを示す。

② 上下水道

既存セクター計画をレビューする。レビューするポイントとしては、今後の産業都市化を踏まえ、目標年次における上水供給量や下水量の再設定を検討対象とする。水源開発という長期的ビジョンとともに、短期的に水問題を解決しうる開発の方向性や基本方針とともに、インフラ配置計画といくつかの重要な取り組みを示す。

③ 廃棄物管理及び環境保全

廃棄物について各種調査の結果を踏襲し、長期的な廃棄物処理の基本方針を整理する。環境保全については既存のセクター計画をレビューし、都市開発マスタープランとの整合性をチェックし、問題点を整理する。観光都市としてふさわしい環境が整備された都市となるよう、開発の方向性や基本方針とともに、インフラ配置計画といくつかの重要な取り組みを示す。現在島部の入り口にあるダンピングサイトの位置なども検討する。

④ 情報通信

情報通信について各種調査の結果を踏襲し、今後のビジネス誘致につながる情報通信網の整備の開発の方向性や基本方針とともに、インフラ配置計画といくつかの重要な取り組みを示す。

⑤ 観光

観光について各種調査の結果を踏襲し、課題を整理の上、開発の方向性や基本方針開発の方向性や基本方針とともに、インフラ配置計画といくつかの重要な取り組みを示す。

⑥ 社会サービス

A) 公共教育

公立学校（初等教育）について、分布、教室数、生徒数などを把握する。将来の人口構成（年齢別）を踏まえ、今後必要となる公立学校・教室について基本方針とともに、配置計画といくつかの重要な取り組みを示す。

B) 医療施設

公共医療（公立病院）について、分布、ベッド数、患者数などを把握する。将来の人口構成（年齢別）を踏まえ、今後必要となる公立病院・クリニックの拡充整備について基本方針とともに、配置計画といくつかの重要な取り組みを示す。

(15) 優先地域及び優先プロジェクトの選定

上記の結果を踏まえ、優先地域及び優先プロジェクトの選定を行う。優先プロジェクトは各セクターで検討したインフラ整備計画の中から特に優先して実施するものを短期、中期、長期に分けて選定する。

なお、優先地域及び優先プロジェクトの選定にあたっては、マスタープランの中で各セクターの整合をとるように留意する。

(16) 都市開発・管理手法の検討

都市計画や開発許認可等の都市管理関連制度やこれらの都市管理業務を実施する組織・体制、人材育成方策を検討する。

① 法制度、ガイドライン

「市街地・都市法」、「地方自治法」、「土地法」、「開発基準及びゾーニング」等の関連法令について、的確な都市開発・管理の実践のために必要な改善事項あるいは実施に関する付則・ガイドライン案等を検討し、都市計画法、建築確認制度、開発許認可制度等の法制度の問題点を明らかにする。

② 組織・体制及びプロセス

都市開発マスタープランに基づき都市整備を実施するにあたって、また土地利用基本計画に基づき建築や土地開発を管理するにあたって、関係組織間や部局間の役割分担、意思決定プロセス等について問題点を明らかにする。

③ 人材育成計画

都市計画作成や都市開発・管理に係るモンバサ郡職員の能力を評価・分析し、今後必要な人材育成計画を策定する。

(17) データベースの整備

本業務に係るデータ（交通実態調査で得られたデータも含む）について、業務終了後においてケニア国側実施機関が独自で適切に管理し、また活用できるよう、データベースを整備する。なお、JICA-STRADA データは JICA にも提出すること。

(18) ステークホルダー・ミーティングの開催

開発ビジョン及び社会経済フレームワーク、ストラクチャープラン、マスタープラン策定の3段階でモンバサ郡の各地区の代表、関係機関、主要民間団体等との協議を行う。4地区で3段階実施し、合計12回程度の開催を見込む。各回の参加者は50名程度とし、開催費用（会場借上げ費及び資料作成費）については本見積もりに含めることとする。

(19) ケニア国内説明セミナー

都市開発セクターに関わるケニア国側のあらゆるステークホルダーやドナー関係者に対して意見の聴取及び調査成果の周知・活用が図られるよう、ケニア国内説明セミナーをドラフト・ファイナルレポートの段階にモンバサで開催する。セミナーの参加者は 50 名程度とし、開催費用（会場借上げ費及び資料作成費）については本見積もりに含めることとする。

(20) 技術移転（本邦研修を含む）

日々の業務、W/G 等を通じて技術移転を行う。また、データベースについては、その取扱い及び活用に関する技術移転を行うとともに、将来的にこうした交通データを継続的に整備・管理する組織づくりについて提言する。

なお、本業務にかかる研修として、ナイロビでの研修 1 回と本邦研修 1 回を実施する。

ナイロビでの研修は、ケニアでマスタープランを策定する際に実施する SEA について、先般都市開発マスタープランを JICA の支援で策定したナイロビ市職員からモンバサ郡職員が学ぶことを目的とし、10 名 3 日間程度を想定する。

本邦研修は、都市開発にかかる研修を 10 名 10 日間程度の規模で実施する。研修内容はカウンターパート機関と協議の上、確定する。

(21) 企業のニーズ調査と調査への反映

北部回廊 M/P プロジェクトと同様。

(22) 広報

北部回廊 M/P プロジェクトと同様。

(23) ドラフト・ファイナルレポートの作成・協議

すべての調査成果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、JICA の内容承認の後、先方実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(24) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA 及び先方実施機関のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

6. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

① インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後 1 ヶ月以内

部数：英文 35 部（先方政府 30 部、JICA 5 部）、CD-R 1 部

- ② プログレスレポート
 記載事項：交通実態調査結果、社会経済調査結果及び需要予測の前提条件と予測結果等の成果の取りまとめ、開発ビジョン（案）及びマスタープラン策定のためのアプローチ
 提出時期：調査開始 7 ヶ月後を目処
 部 数：英文 35 部（先方政府 30 部、JICA5 部）、CD-R 1 部
- ③ インテリムレポート
 記載事項：ストラクチャープラン（案）、SEA の検討結果
 提出時期：調査開始 11 ヶ月後を目処
 部 数：英文 35 部（先方政府 30 部、JICA5 部）、CD-R 1 部
- ④ ドラフト・ファイナルレポート
 記載事項：調査結果全体
 提出時期：調査開始 22 ヶ月後を目処
 部 数：英文 35 部（先方政府 30 部、JICA5 部）
 要約編和文 5 部（JICA5 部）CD-R 1 部
- ⑤ ファイナルレポート
 記載事項：調査結果の全体成果
 提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するケニア国側コメント提出から 2 ヶ月以内
 部 数：英文 35 部（製本）（先方政府 30 部、JICA5 部）要約編和文 5 部（製本）CD-R 3 部

V. 両案件の共通事項

1. 報告書作成にかかる留意事項

(1) 報告書の仕様

インセプションレポート、プログレスレポート、インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポートは原則として簡易製本とし、最終報告書は製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-ROM)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(2) 報告書の形式・説明

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ② 必要に応じ、図や表を活用すること。また、英文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ③ 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の項に記載すること。

報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠

(資料編の項目)との照合が容易に行えるように工夫すること。

2. 主要な報告書以外の提出物

(1) 議事録等

カウンターパート機関との調整会議、各報告書説明・協議にかかる議事録を策定し、JICA に速やかに提出する。

(2) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部数：和文 5 部 (簡易製本)

(3) プロジェクト活動業務報告書

JICA の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 10 日までに JICA に提出する。

(4) 広報用資料

① 映像資料

調査で提案した計画を実現した場合の対象地域のイメージをビジュアルで伝える映像資料を北部回廊 M/P プロジェクト・モンバサ M/P プロジェクトでそれぞれ作成し、JICA に提出する。音声言語は英語とスワヒリ語の 2 種類を作成し、英語には日本語の字幕を入れることとする。

② パンフレット

調査の概要を取りまとめた広報資料(A4 4-8 枚程度)を北部回廊 M/P プロジェクト・モンバサ M/P プロジェクトでそれぞれ作成し、JICA に提出する。内容については、写真、図説等を用いて、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。作成にあたっては、事前に原稿を JICA に提出及び説明のうえ、内容の了承を得るものとする。

記載事項(例)：

A) プロジェクト概要 (背景、目的)

B) プロジェクト対象範囲

C) 対象地域概況(面積、人口、産業、社会経済、土地利用等の基本情報)

D) マスタープラン概要(開発ビジョン、社会経済フレーム、都市構造計画、都市開発基本方針、土地利用計画、インフラ開発計画、財務計画、等)

E) マスタープラン実現への提言 (実施体制、課題等)

提出時期：ファイナルレポート提出時

部数：和文 50 部、英文 250 部、電子データ(PDF)

(5) 収集資料

プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付のうえ、JICA に提出する。

(6) デジタル画像集

プロジェクトを通じて記録した写真をデジタル画像集として収録内容し、提出する。内容については、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（プロジェクトサイト、既存施設及び周辺の状態、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況又はボトルネックの現状等を収め、案件実施前後の状況と比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。

写真の著作権については JICA に帰属するものとし、広報用素材として JICA の各種媒体への活用が想定している。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部数：CD-R 1枚（デジタル画像 50 枚程度/jpeg ファイル形式）

(7) 調査用資機材等取得明細表

JICA 様式の調査資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時(取得のあった年度の業務完了時)に JICA に提出する。

(8) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

- ① 最終報告書の概要
- ② 活動内容（調査）
調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③ 活動内容（技術移転）
現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述
- ④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）
- ⑤ 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）
- ⑥ 提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

業務フローチャート

業務人月表

研修員受入れ実績

調査用資機材実績（引渡リスト含む）

合同調整委員会議事録等

その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部数：和文 3 部（簡易製本）

別紙 1：北部回廊 M/P プロジェクト 再委託調査事項

1. 物流・交通実態調査

物流・交通実態調査を以下のとおり実施する。越境地点における物流・交通 OD を主項目として実施し、品目別に実態を把握する。

ケニアでは、関税データにより輸出入貨物の OD を国レベルではなく、さらに詳しい郡 (County) や地区 (District) レベルで把握できるため、モンバサ港を除いて OD 調査の実施を想定していない。

他方、ウガンダでは、関税データで把握できる輸出入貨物の OD は国レベルであり、郡あるいは地区レベルではない。そのため、カスタム機能を有する地点での OD 調査の実施を想定する。

	調査名	調査日	調査時間	調査地点	調査対象	調査方法
①	港湾OD調査	平日1日	12時間調査	モンバサ港ポートベル港	トラック運転者	インタビュー(ただし、鉄道、パイプライン輸送については別途データ入手)
②	インランドデポ/ドライポートOD調査	平日1日	12時間調査	ウガンダのカスタム機能を持つターミナル(ジンジャ、カンバラ、トロロ)	トラック運転者	ターミナル出入口でのインタビュー
③	鉄道貨物ターミナル/国際空港 OD調査	平日1日	12時間調査	ウガンダのカスタム機能を持つ鉄道ターミナル/国際空港(エンテベ空港)	トラック運転者	ターミナル出入口でのインタビュー(ただし、鉄道輸送については別途データ入手)
④	越境地点路側OD調査	平日1日	12時間調査	ウガンダ主要越境地点(ブシア、マラバ、ムトゥクラ、ミラマヒルズ、カトゥナ、ブナガナ、ムボンヴェ、ニムレ、オラバ、ゴリ、他)	トラック運転者	インタビュー
⑤	EPZ/SEZOD調査	平日1日	12時間調査	ウガンダのカスタム機能を持つEPZ/SEZ(必要に応じ)	トラック運転者	ターミナル出入口でのインタビュー
⑥	断面交通量調査	平日1日	24時間	①～⑤調査と同一地点に加えケニアの国際空港(モンバサ、ナイロビ、エルドレット)、ケニアの越境地点(ナダバル、ブシア、マラバ)、ケニアのSEZ/EPZ/ドライポート(ナクル、エルドレ)、ケニアの鉄道ターミナル(ナイロビ)を想定	車種別断面交通量	機器使用可
⑦	断面交通量調査(中間地点)	平日1日	24時間	モンバサ～ナイロビ間(ケニア)、ナイロビ～ナクル間(ケニア)、ナクル～エルドレット間(ケニア)、エルドレット～トロロ間(ケニア)、トロロ～カンバラ間(ウガンダ)、ナクル～キスム間(ケニア)、	車種別断面交通量	トラフィックカウント

				キスム～カンパラ間(ウガンダ)、カンパラ～グル間(ウガンダ)、カンパラ～ムバララ間(ウガンダ)	
⑦	鉄道貨物 OD 調査(データプロセッシング)				鉄道国際貨物の OD 調査 KRC、URC または Rift Valley Railways よりデータ入手)
⑧	税関貨物 OD 調査(データプロセッシング)			カスタム機能毎	輸出入貨物、トランジット貨物につきで税関データを入手)

2. バリューチェーンアプローチを用いた産業分析調査

バリューチェーン (VC) 分析をウガンダ及びケニアで 5VC ずつ (合計 10VC) とする。対象は農業、工業、鉱業等の産物とし、作業項目は以下のとおり。

(1) 調査対象 VC の選定

有望な VC 候補を選びだしロングリストを作成する。輸出志向で、かつ国内での付加価値化の可能性が高いものを絞り込み、最終的に調査対象を選定する。

(2) エンドマーケット分析

選定した VC のエンドマーケット分析を行う。既存資料及びデータの分析と買い付け業者などへのインタビューを通じて、将来の市場環境についての分析を行う。また、VC における買い付け業者や加工業者などをリストアップし、データベースとしてとりまとめる。

(3) VC 分析

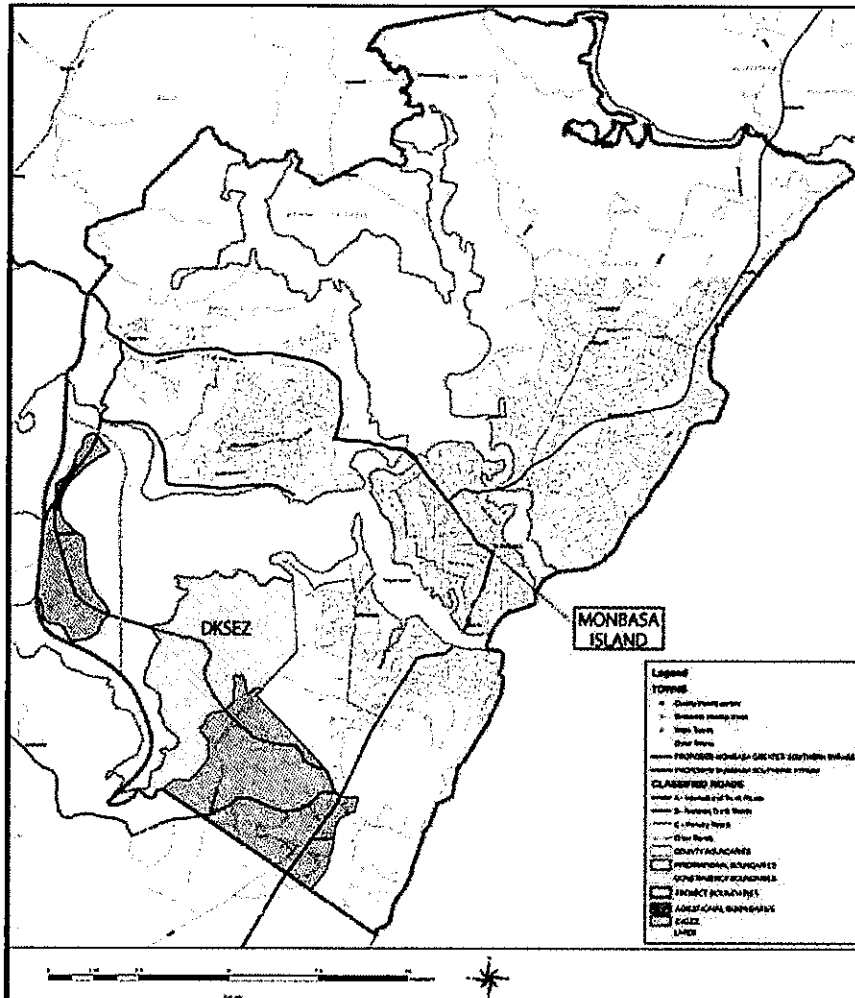
VC Mapping や VC の SWOT 分析などの VC 分析を行う。また、VC に関連する団体や企業による VC ワークショップを開催し、ワークショップでのステークホルダーによる VC 分析を行う。VC 分析の結果に基づいて VC 強化及び国内付加価値の向上方策を検討する。

(4) 輸出市場規模の概定

(2)と(3)の結果及び補足調査を行い、各 VC における Commodity の輸出市場の規模を算定する。

なお、成果品は、上記(1)～(4)毎に報告書として提出する。

別紙2：モンバサ M/P プロジェクト 対象地域



Source: 詳細計画策定調査団 作成

図 本格調査の計画対象地区

別紙3：モンバサ M/P プロジェクト 再委託調査事項

1. 交通実態調査

交通実態にかかる以下の項目の調査を実施する。

- (1) パーソントリップ調査（約 4500 世帯、住民台帳が不在のため直接サンプリングによる）
- (2) スクリーンライン調査（5 地点）
- (3) コードンライン調査（6 地点）
- (4) 選好意識（SP）調査（2000 票）
- (5) 交通量観測（15 地点）
- (6) 交差点方向別交通量調査（5 地点）
- (7) 物流施設出入り交通調査（10 地点）

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

(1) 北部回廊 M/P プロジェクト

2015年3月より業務を開始し、2016年2月下旬を目途にインテリムレポートを提出する。2016年6月までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2016年8月までにファイナルレポートを作成・提出する。

(2) モンバサ M/P プロジェクト

2015年3月より業務を開始し、2016年1月下旬を目途にインテリムレポートを提出する。2016年12月までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2017年2月までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 約 100.0 M/M

（北部回廊 M/P プロジェクト 45.0M/M、モンバサ M/P プロジェクト 55.0M/M）

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。両案件で類似の分野については、兼務することが可能。現段階では、物流計画、電力計画、水資源（上下水）計画、社会経済分析、環境社会配慮、業務調整の各分野において兼務することを想定している。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

① 北部回廊 M/P プロジェクト

- A) チームリーダー/総合開発計画（2号）
- B) 物流計画（2号）
- C) インフラ総合計画
- D) 産業開発・投資促進
- E) 官民連携
- F) 資源・エネルギー
- G) 電力計画
- H) 農林水産業・アグリビジネス
- I) 都市開発
- J) 水資源開発
- K) 社会経済分析
- L) 環境社会配慮
- M) 業務調整/人材育成

② モンバサ M/P プロジェクト

- A) 総括/チームリーダー/都市開発（1号）
- B) 土地利用計画
- C) インフラ整備
- D) 住宅計画
- E) 官民連携

- F) 都市交通
- G) 物流計画
- H) 電力計画
- I) 上下水計画
- J) 観光開発/文化遺産保護
- K) 廃棄物処理
- L) 情報通信
- M) 社会サービス
- N) 組織運営/人材育成
- O) 社会経済分析
- P) 環境社会配慮
- Q) 業務調整/人材育成

3. 相手国の便宜供与

(1) 北部回廊 M/P プロジェクト

- ① ケニア（ナイロビ）及びウガンダ（カンパラ）でのカウンターパート配置
- ② ケニア（ナイロビ）及びウガンダ（カンパラ）でのオフィススペース（電気・水など含む）
- ③ ケニア及びウガンダでのプロジェクトに関連する必要なデータ

(2) モンバサ M/P プロジェクト

- ① ケニア（モンバサ）でのカウンターパート配置
- ② ケニア（モンバサ）でのオフィススペース（電気・水など含む）
- ③ ケニアでのプロジェクトに関連する必要なデータ

4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

(1) 配布資料

- ① 詳細計画策定調査結果
- ② 基本合意文書（Record of Discussions : R/D）
- ③ Final Report, The Project on Integrated Urban Development Master Plan for the City of Nairobi（ケニア共和国ナイロビ市都市開発マスタープラン策定プロジェクト ファイナルレポート）（2014年）

(2) 閲覧資料：

以下の詳細計画策定調査時収集資料は、JICA 社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ（eigge@jica.go.jp）において閲覧可能。

① 上位計画・法令等

- ・The Constitution of Kenya
- ・The County Governments Act, 2012
- ・The Urban Areas and Cities Act, 2011
- ・The Physical Planning Act, 2008

- Strategic Management Plan
- Municipal County Development Profile 2013
- First Medium Term Plan 2008-2012
- Kenya Vision 2030
- Organization of the County Government of Mombasa
- Pollution and Vulnerability of Water Supply Aquifers in Mombasa Kenya

② 都市開発

- Mombasa Draft Physical Development Plan, 1971
- Consultancy for DTM & ISDUP, Inception Report
- Application for Development Permission
- Appraisal Document for Infrastructure Finance and Public-Private Partnership Project
- Appraisal Report for Kenya Water Security and Climate Resilience Project
- Project Paper on Water and Sanitation Services Improvement Project
- Consultancy Services for Water Supply Master Plan for Mombasa and Other Towns - Within Coast Province - Full

③ 都市交通

- Kenya Municipal Project (KMP): Non - Motorized Transport Facilities For Five Towns In Kenya - Kakamega, Eldoret, Thika, Nakuru And Mombasa, Final Design Report (Part B Towns- Mombasa)
- Mombasa Commuter Railway Feasibility Study, Draft Final Report
- Passenger water transport in Mombasa and along the Kenyan Coast, A pre-feasibility study
- Sessional Paper on Integrated national Transport Policy
- Road Safety in Ten Countries, Kenya Profile
- Kenya Rural Roads Authority Annual Report 2012-2013
- The Draft Kenya Roads Bill, 2014
- Project Appraisal Document for a National Urban Transport Improvement Project
- Port Access Trucks from 14 to 21 November, 2014

④ 地域開発

- Agriculture Sector Development Strategy and Investment Plan (2010/11-2014/15)

⑤ 物流・インフラ整備

- Northern Corridor Transport Infrastructure Map
- KeNHA Class A, B, & C Roads Map
- KeNHA Organization Chart
- Capital Projects Implementation Status Matrix
- Feasibility Study for Machakos Turnoff - Miritini Section of A109 in Kenya, 2012 抜粋
- PPP Road Kenya
- Northern Corridor - Road Condition - Kenya
- Matrix Budget Matrix

- Annual Review and Bulletin of Statistics 2013
- Strategic Plan 2013 - 2017
- Report of the Audit General on the Financial Statements of Kenya Railways Corporation for the Year ended 30 June 2013
- Improved Partnerships for Effective Monitoring
- Establishment of Roadside Stations/Wellness Centers (RSSs) along the Northern Corridor
- Study on Establishment of Roadside Stations (RSSs) along the Northern Corridor, 2014 Final Report - 1st Volume
- Strategic Cooperation Framework Agreement
- Information Brochure on the Northern Corridor Spatial Development Initiative Programme (NCSDIP) under the Economic Development Corridor Concept
- Northern Corridor Transit and Transport Agreement
- Analytical Comparative Transport Cost Study Along the Northern Corridor Region
- Northern Corridor Strategic Plan 2012-2016
- The Self Regulatory Charter on Vehicle Load Control, 2014
- The East African Transport Strategy and Regional Road Sector Development Program
- Northern Corridor Spatial Development Programme, 2010
- Innovative Corridor Performance Monitoring, 2013
- Northern Corridor Stakeholders Survey of Eldoret - Malaba - Elegu/Nimule - Juba Transit Section and South Sudan Consultive Mission
- Northern Corridor Stakeholders Survey of Kigali - Rubavu/Goma and Kigali - Akanyaru/Kanyaru Haut - Bujumbura - Gatumba/Kavimvira.
- Northern Corridor Stakeholders Survey of Kisumu - Busia - Kampala - Mpondwe/Kasindi Katuna/Gatuna Transit Sections, 2012
- EAC Transport Infrastructure Financing Presentation by Minister - July 2013
- Preparation of Third Phase of Road Sector Development Programme (RSDP3)
- Northern Corridor Road Traffic Data
- Consultancy Services for Updating The Draft National Transport Policy and Strategy Final Report, 2014
- Implementation of Major Road Infrastructure Projects in Uganda under Public Private Partnership (PPP) Arrangements Briefing Status Report, 2014
- Status of upcoming Projects
- 5-Year Corporate Strategic Plan 2014/15 - 2018/19
- Business Plan 2011/2012
- UNRA Organogram
- National Transport Master Plan including a Transport Master Plan for the Greater Kampala Metropolitan Area (NTMP/GKMA), 2009
- Public-Private Partnership Framework Policy for Uganda
- Uganda Railways Corporation Organogram
- The Organization of URC
- Strategies for Reviving Uganda Railway Transport under the Transport Sector
- Sector Annual Performance Report 2013 Chapter 4 The Rail sub-sector
- East Africa Trade and Transport Facilitation Project (EATTFP) Summary Progress

Report (up to April 10, 2013)

- The 9th Meeting of the Sectoral Council on Transport, Communications and Meteorology Background Paper, 2011
- International Trade Statistics July 2013 - March 2014
- Customs Map

⑥ 環境社会配慮(ケニア)

- Conservation Area Map
- National Guidelines for Strategic Environmental Assessment 2012
- Mangrove Distribution in Kenyan coast
- Public Notice (Decentralization of NEMA Functions and Services), 2012
- Mombasa County gazetted Sites
- Old Town Map
- Mombasa Old Town History And Architecture Presentation
- Mombasa Island (map)
- Vieille ville de Mombasa Old Town
- Environmental (Impact Assessment and Audit) Regulation 2003
- Environmental Management and Co-ordination Act, 1999
- Land Act, 2012
- MLUF Organizational Profile
- MOU between Ministry of Lands, Housing and Physical Planning (MoLHP), Mombasa, and Mombasa Local Urban Forum (MLUF)

⑦ 環境社会配慮(ウガンダ)

- The National Environment (Environmental Impact Assessment) Regulations
- The National Environment (Wetlands, River Banks and Lake Shores Management) Regulations
- Environmental Impact Assessment Guidelines for Road Projects
- Road Sub-sector Guidelines for Mainstreaming Issues of People with Disabilities and Elderly Persons
- Guidelines for Mainstreaming HIV/AIDS into The Roads Sub-Sector
- Roads Sub-Sector Guidelines for Mainstreaming Gender
- Roads Sub-Sector Guidelines for Mainstreaming Occupational Health and Safety
- National Environment Act 1995
- State of the Environment Report for Uganda 2010
- Protected Areas Map
- Protected Area List
- Constitution of The Republic of Uganda, 1995
- Land Act 1998
- Uganda Vision 2040
- List of Certified and Registered Environmental Practitioners in Uganda 2013
- Abridged version of the SEA Report, Strategic Environmental Assessment (SEA) of Oil and Gas Activities in the Albertine Graben, Uganda
- Strategic Environmental Assessment (SEA) of Oil and Gas Activities in the Albertine

Graben, Uganda

・Forested Areas of Uganda

(3) 公開資料

① JICA 図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) での公開資料

・アフリカにおける運輸交通インフラ支援のあり方研究（プロジェクト研究）（2008年）

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=0000245118>

・クロスボーダー交通インフラ対応可能性研究フェーズ3（プロジェクト研究）（2009年）

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=0000247460>

・サブサハラアフリカにおける広域運輸交通インフラ（港湾/鉄道）にかかるプロジェクト研究（2010年）

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=0000254995>

・ケニア共和国 全国水資源マスタープラン 2030 策定プロジェクト最終報告書 要約（2013年）

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000014164>

② その他のウェブサイトでの公開資料

他機関による主要な既存調査レポート等は以下のとおり。

・ East African Transport Strategy and Regional Road Sector Development Program (September 2011)

http://www.google.com/url?url=http://www.eac.int/infrastructure/index.php%3Foption%3Dcom_docman%26task%3Ddoc_download%26gid%3D145%26Itemid%3D158&rcct=j&frm=1&q=&esrc=s&sa=U&ei=o3cfVJPFOSGI8AXo94HwAw&ved=0CCsQFjAE&usg=AFQjCNHABLJpo9I0GBEayaiiKDcJ1VI_jg

・ Northern Corridor Infrastructure Master Plan (May 2011)

<http://www.ttcanc.org/documents/The%20Northern%20Corridor%20Infrastructure%20Master%20Plan.pdf>

・ East Africa Corridor Diagnostic Study (April 2011)

<http://www.nathaninc.com/sites/default/files/Pub%20PDFs/CDS%20Action%20Plan%20Volume%201.pdf>

・ Analytical Comparative Transport Cost Study Along the Northern Corridor Region (June 2010)

[http://www.competeafrica.org/Files/Analytical_Comparative_Transport_Cost_Study_on_the_Northern_Corridor_\(1\).pdf](http://www.competeafrica.org/Files/Analytical_Comparative_Transport_Cost_Study_on_the_Northern_Corridor_(1).pdf)

- ・ East African Railways Mater Plan Study (January 2009)

http://www.google.com/url?url=http://www.eac.int/infrastructure/index.php%3Foption%3Dcom_docman%26task%3Ddoc_download%26gid%3D10%26Itemid%3D70&rct=j&frm=1&q=&esrc=s&sa=U&ei=234fVLCFM4vW8gXj4oJg&ved=0CBYQFjAA&usg=AFQjCNF7rs1_v09cH2G7NZdA0LYecksRTA

- ウガンダにおける環境社会配慮の関連資料で公開されているものは以下のとおり。
- ・ Strategic Environmental Assessment (SEA) of Oil and Gas Activities in the Albertine Graben, Uganda

http://chein.nemaug.org/wp/download/sea/SEA_Final_Report_5_07_13.pdf

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

6. 現地再委託

経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認める。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。その他、現地再委託が必要な場合は、プロポーザルにて提案する。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) カウンターパートの出張旅費

カウンターパートの出張旅費については、円滑な業務実施及びプロジェクト終了後のカウンターパート機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費をカウンターパートに支給することが出来る。支出可否については JICA に相談の上、判断すること。なお、精算には証拠書類を必要とする。

- ① プロジェクト業務に関する用務、目的地であること

- ② 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）
- ③ 当機構が事前に承認していること
- ④ カウンターパート機関からの申請書を取り付けていること